

ルール厳守で道路を守ろう!!

重量オーバーの車両は道路や橋をすごく痛めます

重量物を運ぶ特殊な大型車両は、許可が必要

重量オーバーの車両が事故を起こしたら、重大事故に

ルールを守って、道路や橋を守りましょう

「積める重さ」と「運べる重さ」は違います

道路や橋には重さの制限があります

重量オーバー、道路や橋の大敵です

積み過ぎ禁止!



大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

●委員

(一社)大阪府トラック協会、(一社)京都府トラック協会、(一社)兵庫県トラック協会、(一社)全国クレーン建設業協会大阪支部、(一社)全国クレーン建設業協会兵庫支部、大阪府警察本部、京都府警察本部、兵庫県警察本部、近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路(株)関西支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) (順不同)

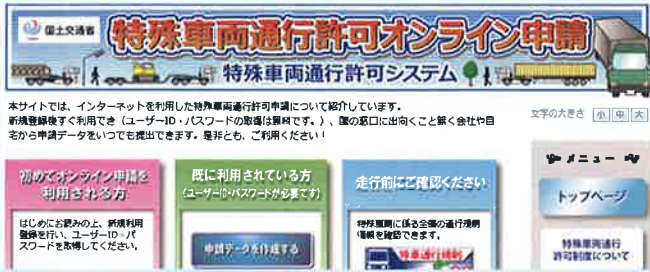
●オブザーバー

(公社)関西経済連合会、大阪商工会議所、近畿管区警察局 (順不同)

ルールを守って「道路」を守ろう



「特殊車両通行許可申請」をしてください。



ルールを守らないと



道路法や道路交通法違反です。運転手だけでなく運送業者にも罰金、許可取消も。



特車通行許可証

ルールを守って「道路」を守ろう



建設機械は分割してください。

道路法の上限值などの一般制限値を超えないように、分割しましょう。



ルールを守らないと



重量が基準の2倍以上の悪質違反者は、即時告発の対象となります。



ルールを守って「道路」を守ろう



取締の強化、道路管理者や警察などで連携して対策を強化しています。

地域全体で大型車の適正通行が進むよう、協議会をつくって対策を強化しています。

ルールを守らないと



荷主が違反に関与した場合は、荷主に「警告」、主体的に関与すれば「荷主勧告」に至り、荷主の名前が公表されます。

軸重…左右のタイヤを支える車軸にかかる重量を「軸重」といいます。軸重が、制限値の10トンを超えて2割超えるだけで、舗装への影響は2倍、橋梁への影響は9倍になります。

「積める重さ」と「運べる重さ」はちがいます。…「積める重さ」は最大積載量（道路運送車両法）、「運べる重さ」は橋などの道路構造物の重量制限（道路法）です。だから、通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことができません。



車両総重量16tまでの車が通行可能です。



一部の違法な重量超過車両によって、道路は大きなダメージを受けています。

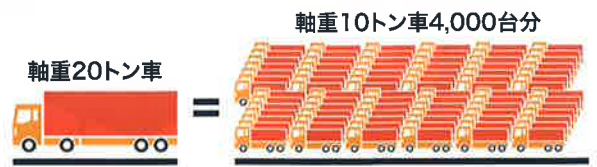
道路や橋には重さの制限があります。

橋や道路がつくられた時期や構造はさまざま、耐えられる重量もみんなちがいます。「これ以上重い車両は耐えられない」という限界の重さ(重量制限)が橋や道路それぞれにあり、それを超えた重量の車両が通行すると、橋や道路に大きなダメージを与えます。

ダメージを受けたら→補修工事→通行規制で渋滞発生。

ダメージを受けた橋や道路は補修工事をしなければなりません。工事をするときには通行規制をするなど、渋滞の原因をつくってしまいます。

軸重20トン車は軸重10トン車の約4,000台相当のダメージ



軸重20トンの車1台が道路橋の劣化に与える影響は、10トン車の約4,000台に相当します（国等が実施した実験結果）。また、道路橋の劣化の約9割以上は、重量を違法に超過した全走行車両のわずが0.3%の大型車両が引き起こしています。

積み過ぎ禁止!

ルール厳守で道路を守ろう!!

